

各位

債権者登録（新規・変更・廃止）届書の提出について（お願い）

北栄町では、町から支払を受ける予定のある方で、口座振込を希望される方の住所、氏名、口座振替先金融機関等を登録しています。

つきましては、新規・変更・廃止の登録をされる場合は、「債権者登録（新規・変更・廃止）届書」の提出をお願いします。

債権者登録（新規・変更・廃止）届書に記載された口座情報は、北栄町からの支払業務以外には使用しません。

《記入上の注意点》

- 太線内のみ記入してください。
- 「届出者印」は町に出す請求書（納品書）と同じ印を押してください。
- 法人の場合は会社名のフリガナ、個人の場合は氏名のフリガナを必ずご記入ください。
- 「工事前払金口座」の登録は、町の公共工事の前金払いを受けるため別口の口座を設けている場合のみ指定できます。
- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず「変更届書」を提出してください。
- 登録を取りやめたい場合は、必ず「廃止届書」を提出してください。

---

金融機関 各位

北栄町では、町から支払を受ける予定のある方で口座振込を希望される方に「債権者登録（新規・変更・廃止）届書」の提出をお願いしています。

振込口座の確認依頼があった際には、次のとおり取扱っていただきますようお願いいたします。

- 「金融機関・店舗コード」「預金種別」「口座番号」「金融機関オンライン元帳カナ氏名」の記入をお願いします。
- 内容を確認の上、「金融機関確認印」の欄に押印をお願いします。

《提出、お問い合わせ先》

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町役場 出納室

電話 (0858) 37-5863

FAX (0858) 37-5339